

令和元年8月定例市議会

提 案 説 明 要 旨

総 社 市

それでは、今議会に提案しております議案の主なものについて、御説明申し上げます。

報告第7号 平成30年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

次に、議案第46号 総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議案第49号 総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、印鑑の登録事項に旧氏を追加するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第54号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部

改正につきましては、内閣府令により基準が改正されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第55号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正 及び 議案第56号 総社市道路及び普通河川等管理条例の一部改正につきましては、消費税等の税率が引き上げられること及び道路法施行令の改正により、道路占用料の見直しが行われたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第62号及び議案第63号につきましては、平成30年度総社市水道事業会計及び工業用水道事業会計における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法の規定により、市議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第64号から議案第66号までにつきましては、総社市一般会計補正予算（第2号）、総社市介護保険特別会計補正予算（第2号）、総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第1号）でございます。

次に、認定第1号から認定第10号までの10件に

つきましては、平成30年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算認定に関するものでございます。

まず、一般会計及び特別会計に係る決算の概要を実質収支額で申し上げますと、一般会計で約2億3,114万円、国民健康保険特別会計など7つの特別会計と合わせまして、合計で約5億5,522万円の黒字決算となっております。

一般会計の平成22年度から平成29年度までの決算につきましては、財政調整基金を取り崩すことなく黒字決算を迎えておりましたが、平成30年度決算においては、財政調整基金を3億円取り崩して黒字決算となったところでございます。

今後も市庁舎の建設やJR桃太郎線のLRT化など、大型事業が控えており、厳しい財政状況が当面続くことが見込まれることから、より慎重な財政運営に努めてまいります。

次に、公営企業会計の決算の概要でございますが、水道事業会計の収益的収支では約3億208万円の純利益を生じております。また、工業用水道事業会計の収益的収支では、約1,589万円の純利益を生じております。

これらの決算につきましては、法の定めるところにより、監査委員の審査もいただきまして、その意見を付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、意見第2号及び意見第3号につきましては、人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めるものでございます。これは本市推薦の人権擁護委員の任期が令和元年12月31日で満了することに伴い、候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により、市議会の意見を聞こうとするものでございます。

今議会に提案しております議案は、

報告に関するもの	2件
条例の制定及び一部改正に関するもの	16件
令和元年度補正予算に関するもの	3件
認定に関するもの	10件
意見	2件
その他に関するもの	2件

計 35件 でございます。

引き続きまして、担当職員から説明を申し上げますので、
いずれの議案につきましても、十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。